

## ⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: <a href="http://www.pwri.go.jp">http://www.pwri.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	
2.業務運営の効率化			
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画			
(1)予算	3点	3点	
(2)収支計画			
(3)資金計画			
4.短期借入金の限度額	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	
6.剰余金の使途		—	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総じて年度計画を上回るペースで順調に成果が上がっている。特に、重点プロジェクト研究や戦略研究の成果が実地に取り入れられていることは評価できる。また、多発する自然災害への緊急対応等にも顕著な貢献が認められる。
- 新中期目標期間、2年間の年度計画に沿って着実に実施されている。特に、研究成果の向上と、その社会への還元への努力は評価できる。また、機動的で、柔軟な研究組織の構築は、良い成果を生む原動力になっていて、高く評価できる。
- 近い将来においてより広く顕在化してくると思われる構造物の健全度の問題、不安が先行している地球温暖化とその影響に対する科学的・技術的アプローチ、国際的な人材養成など、第2期中期に入ってより積極的な運営姿勢がみられ、独法化により研究所全体の意識改革が進んだと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画を上回る研究の重点化を実施(年度計画目標:17の重点プロジェクト研究と25の戦略研究の重点的、集中的実施、研究費全体の60%以上を充当。)、直ちに実用可能な研究成果が多数発現。</li> <li>重点研究に社会的要請の強い課題を取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要素としての重点プロジェクト研究と戦略研究の進展は認められるが、体系的な形の研究の実施が必要。</li> <li>つくばと寒地の連携的・統合的研究が進むことを望む。</li> <li>研究成果の社会的貢献をさらに強くアピールする</li> </ul>

		<p>上げ、精力的に研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つくばと寒地の研究連携を積極的かつ着実に推進。</li> </ul>	<p>ことを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道のみならず世界の寒地の諸問題解決に対し意識を向けることを望む。</li> </ul>
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急対応やその他の技術指導を極めて多数かつ積極的に実施。</li> <li>多発した災害に対し多くの職員を派遣し、復興技術の指導を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、地域からの要請による試験調査等、あるいは講習会等での積極的な対応が必要。</li> </ul>
技術の指導及び研究成果の普及(研究成果の国際的な普及等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議への参加、海外研究機関との人的交流、海外で発生した災害への対応などに加えて、第1回アジア太平洋水サミットをリードする組織として会議の成功に貢献。</li> <li>外国人研修により途上国支援に積極的な貢献。</li> <li>海外における研究成果の発表を積極的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修を外国人技術者がどう評価しているかについての分析を行うとともに、帰国後のアフターケアにも力を入れることが必要。</li> <li>海外の災害調査が土木研究所の研究にどのように位置づけられるかを示すことを望む。</li> <li>国際的な発表の場でもリーダーとしての存在を主張するとともに、今後も日本の土木の分野の中心研究所としての役割を担うことを望む。</li> </ul>
技術の指導及び研究成果の普及(知的財産の活用促進)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究型独立行政法人中でとくに顕著な特許等の実施化率を保持。</li> <li>独立行政法人移行後の新規契約に係る特許等使用料が積極的な普及活動により過去最高の実績。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許取得は、土木研究所の成果を目に見える形でできる場面なので、次年度以降も有力な特許技術の育成や特許等の申請の積極的な推進を望む。</li> </ul>
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文科省の21世紀気候変動予測革新プログラム開発への参画、GRIPS及びJICAとの連携による防災政策プログラム開講、アジア・太平洋水サミットへの参画、災害に対する現地調査実施、国際公募による外国人研究者の増員など、的確な研究戦略により ICHARM の機能を十分活用した活動を展開し、当該分野においてリーダーシップを発揮。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、ICHARM 等の活動を活発に実施し、防災上の問題解決を総合的な課題として取り組むことを望む。</li> <li>世界の水問題に対して先進的な発言と活躍を望む。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICHARM をはじめ国際交流・貢献に極めて積極的に取り組んでいる姿勢は高く評価できる。</li> <li>ICHARM の行っている方法論の広域的な利用を望む。</li> </ul>
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物メンテナンス研究センターの設立準備、北海道開発局から土木研究所への業務移管に伴う組織改編準備など、ニーズに応じた再編準備をスムーズに実施。</li> <li>研究ニーズに対応できる柔軟な組織運営体制の導入、つくばと寒地の一体的研究促進・効果の早期発現を促す理事長裁量研究予算枠の創設、知的財産権の取得や活用を図るサポート体制の構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織再編の成果がどのように現れるかによって今後の評価が変化するので、目に見えて顕著な実績を挙げるように努力することが必要。</li> <li>今後は、要素問題を解決するというよりシステム問題を解決するといった視点がより重要になると考えられるため、横断的な研究体制、弾力的な研究体制の構築のさらなる推進が必要。</li> <li>現在、人々のライフスタイル、地域のあり方、財政の状況、国際的連携法などは大きく変化しているため、これまでの土木研究の枠を越えた新しい時代動向を見据えた組織・研究体制の方向を検討し、横断的な研究体制のより一層の整備を望む。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造物メンテナンス研究センターの設置や、北海道開発局から寒地土木研究所への業務移管に伴う組織、研究課題の見直しなど、迅速な対応が評価できるが、そのことによる成果が明確になるように業務が遂行されるよう一層の努力が必要。</li> <li>研究所の拠点がつくばと札幌の2箇所にある利点を生かせるよう、さらなる研究協力体制の整備を行い、共有できるもの、あるいはそれぞれ独自で持っているものについて明確な整理を望む。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、入札及び契約の適正化に係るコンプライアンス体制の評価については言及されているものの、それ以外のコンプライアンス体制の整備状況等については言及されていない。今後の評価に当たっては、当該取組に関する評価についても言及すべきである。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山内 泰之)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kenken.go.jp/">http://www.kenken.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	順調	順調	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	2点	2点	3点	A	3点	3点	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の( )内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	3点×2	3点×1 2点×1	4点×2	S×2	4点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	2点×3	2点×3	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	
(4)施設、設備の効率の利用	2点	2点	4点	S	3点	3点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	2点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(2)他の研究機関等との連携等	3点×2	3点×2	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	
(3)外部資金の活用					3点	3点	
(4)技術の指導	3点×2	3点×4	4点×4	S×4	4点×5	4点	
(5)研究成果等の普及	2点×2					4点×4	
(6)地震工学に関する研修	3点	3点	5点	SS	4点	5点	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	4点	S	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 建築研究所は日本の都市、インフラ、人々のライフスタイルのあり方などに密接に関係する研究所であり、その役割は非常に重要であることから、民間が手がけにくいのが、国民生活に影響するテーマをいち早く見つけ、調査・研究に努められたい。
- 国際的な共同研究に関して、災害についての予防と復興対策及び地球温暖化対策など、アジアの諸国との交流や共同研究の推進について検討されたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的研究開発に対して、総研究費(外部資金除く)の78.1%を充当。</li> <li>建築物の耐震化率向上を目指した耐震改修技術の開発、省エネルギー性能向上技術の研究、人口減少社会に対応した都市・居住空間の再編手法に関する研究など社会的要請の高い課題に関して研究を実施。</li> <li>研究実施にあたり外部評価委員会を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世の中の変化のスピードが予想以上に早いので、研究としても先取りが極めて重要になっている。人口減少社会に関する研究は多様な解のあり方が導かれるとよい。震災後の復興とそれへの立ち上がりについての課題も続けられたい。京都議定書の6%減の義務などを考えると、環境に資する研究がもっとあってもよい。</li> </ul>

		<p>施するなど課題の進捗状況を適切に評価、管理する体制を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年の構造計算書偽装問題に端を発した構造計算書の精査作業や「違反建築是正計画支援委員会」や「建築基準・審査指針検討委員会」に参画し、平成 19 年6月の建築基準法令改正への技術的支援を実施。</li> </ul>	
他の研究機関等との連携等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の研究機関との共同研究(海外との共同研究を除く):42 件実施。</li> <li>海外研究機関との協定に基づく共同研究を実施。</li> <li>客員研究員又は交流研究員 37 名、重点研究支援協力員 3 名、海外研究員 21 名をそれぞれ受入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究件数は目標を達成しているものの、平成 16 年度以降から増えていないので、もう少し件数を増やしていく努力が望まれる。また、欧米諸国に比較して相対的に少ないアジア各国との共同研究推進については、特に災害対策と環境対策の観点から、一層努められたい。</li> <li>昨年度に比して研究者受入数が減少していることから、より広い視点にたつての大学等との交流に向けた制度設計も視野に入れて検討されたい。</li> </ul>
研究成果等の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの充実。</li> <li>合計 21 回の研究成果発表会を開催。</li> <li>論文発表数、査読付論文数とも目標件数を達成。</li> <li>民間との共同研究に関わる4件の特許が登録。</li> <li>国際会議に延べ 45 名の役職員を派遣。</li> <li>11 件の国際会議の開催(共催を含む)。</li> <li>海外からの研究者の受け入れ、海外研究機関への職員派遣などを積極的に実施。</li> <li>74 地点に 202 台の強震計を設置、能登半島地震や新潟県中越沖で多くの貴重な強震記録を収集するとともに強震速報としてホームページ上で公開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の普及にあたっては一般の人々向け、実務者向けのテーマを別々に設定することについて検討されたい。また、防災や省エネ型のライフスタイルなど一般人になじみ、ニーズの多いテーマに関する広報について検討されたい。</li> <li>数年前と比べて非常に上手に普及活動しており、引き続き努力されたい。特に、理系離れが言われている子供達に関心を持つようなことも視野に入れることを望む。</li> <li>査読付き論文が前年度に比べて減少しているので、一層の努力をされたい。</li> <li>知財関連の出願件数の増大に努められたい。また、研究成果が知的財産、特に特許の登録、ライセンス契約、ライセンス料の獲得という関係に発展するような形を目指すことが望ましい。</li> <li>UNESCO プロジェクトの今後の取組みについて期待したい。また、ヨーロッパの先進的な環境ライフスタイル、地方都市のあり方等について検討されたい。</li> <li>更なる観測記録の蓄積を進め積極的な公開をするとともに、観測記録のデータベース化に向け更に努力をされたい。</li> </ul>
地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国から 39 名の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を実施。</li> <li>政策研究大学院大学と連携し、25 名の研修生に修士号学位(防災政策)を授与し、そのうち平成 18 年度に新設した津波防災コースの5名に対し初めての修士号学位を授与。</li> <li>全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築を深化。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際地震工学分野以外にも、環境分野でもアジア諸国等を対象とした研修についても検討されたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上輸送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発、2 1に掲げる業務に係る成果の普及、3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証、4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査、5 前各号の業務に付帯する業務
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ntsels.go.jp">http://www.ntsels.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点×2	3点×2	4点×2	S×2			
(2)人材活用	2点	3点	4点	S			
(3)業務の効率化	2点	2点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	3点	3点	4点	S			
(2)重点研究領域における研究の推進	2点	3点	4点	S			
(3)研究者の資質向上	3点	3点	4点	S			
(4)研究者評価の実施	2点	2点	4点	S			
(5)研究交流の推進	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点×2	S			
(6)国際活動の活発化	3点	3点	4点	S			
(7)受託研究、受託試験の実施	3点	3点	5点	SS			
(8)施設・設備の外部による活用	2点	2点	3点	A			
(9)成果普及、活用促進	3点	3点	4点	S			
(10)自動車等の審査業務	2点	3点	4点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	2点	3点				
(2)収支計画	2点	2点	3点				
(3)資金計画	2点	2点	3点	A			
4.短期借入金の限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	4点	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	4点×1 3点×1	S			
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出					5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	
2.自動車等の審査業務の確実な実施					4点×2 3点×1	4点×3	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施					4点	4点	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応					4点	4点	
5.組織横断的事項					4点	4点	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進					4点	4点	
2.自動車等の審査業務の効率的推進					4点	4点	
3.管理・間接業務の効率化					3点	3点	

III. 予算、収支計画及び資金計画		3点	
IV. 短期借入金の限度額		3点	—
V. 重要財産の処分計画		—	
VI. 剰余金の使途		—	
VII. その他業務運営に関する事項		4点	4点

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究職員一人当たりの獲得金額において、行政、民間等外部からの受託研究・試験を多く獲得しており、また、競争的資金についても高い評価を受けて戦略的に獲得していることから、安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。
- 研究と審査業務の双方に対して的確に業務運営がなされ、研究と審査部門の人事交流や人員構成の面でも活性化の工夫が行われており、44名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより効率的に高い成果を上げている。
- 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現れている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国土交通政策への貢献	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る将来的な基準の策定等に資する検討課題等を20件提案。</li> <li>基準等の策定に資する検討会への参画、調査及び研究等を20件の基準化予定項目について実施。</li> <li>国連自動車基準調和国際フォーラム、国際研究調和プロジェクト、国際電気標準会議等の諸活動に我が国の代表として継続的に参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準等の策定に資する成果を上げており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
受託研究等の獲得	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>77件の受託研究・試験を実施、受託総額約15億円(研究職員1人当たり18件、約3,600万円)。</li> <li>外部からの競争的資金を8課題獲得。</li> <li>多数の受託課題を効率的に実施するため、契約研究員、派遣職員など非正規職員も戦力化して活用しつつ産学官連携の中核的役割を担った。</li> <li>各課題の研究目標の確実な達成のため、緻密な計画、柔軟なチーム編成、研究者の実績評価などにより研究の活性化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究について、44名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより成果を上げることが認められ、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
戦略的・計画的な人材確保 研究者の育成及び職員の意欲向上	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>30～40代の機械工学・電気工学分野の民間企業経験者3名を任期付研究員に採用、専門分野を有する客員研究員7名を招聘、等。</li> <li>給与制度を改善し、研究者の業務実績評価結果に基づく実績主義・処遇への反映を本格的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材確保や職員の意欲向上への取組等が図られており、中期目標の達成に向け優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>人材確保に伴う人件費については、長期的計画が必要に思える。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、役員報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)によると、平成17年度の基準値828,351千円に対し19年度834,410千円(0.0%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書において公表値が明らかにされおらず、その上で「退職手当などを除いた削減対象人件費について、着実に削減が進んでいる。」との評価が行われており、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-ア)参照)

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nmri.go.jp">http://www.nmri.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm</a>

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価
<項目別評価>							2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)組織運営の改善	3点×2 2点×2	3点×3 2点×1	4点×3 3点×1	S×3 A×1			4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)競争的環境の醸成	3点	3点	4点	S			5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)一般管理費の縮減	3点	3点	4点	A			6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	3点	3点	4点	S			
(5)アウトソーシングの推進	2点	2点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	2点	2点	4点	S			
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	3点	3点	4点	SS×1 S×1 A×1			
(3)効率的な研究実施	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点	S			
(4)研究交流の促進	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点	S			
(5)研究成果の普及、情報提供	3点	3点	4点	S			
(6)施設・設備の外部利用等	3点	3点	3点	S			
(7)国際活動の活性化	2点×2	3点×1 2点×1	4点	S			
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	3点	2点	4点				
(3)資金計画	2点	2点		S			
4.短期借入金限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	2点	4点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	4点	S			
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×1 2点×1	3点	A			
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化					4点	4点	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究					5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	
3.基礎研究活動の活性化					4点	4点	
4.国際活動の活性化					4点	5点	
5.研究開発成果の普及、活用の促進					4点	4点	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営					4点	4点	
2.事業運営全般の効率化					3点		
V.財務に関する事項					3点	3点	
VI.業務運営に関する重要事項					3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 理事長のリーダーシップが発揮され、わかりやすい二つの経営ビジョンを示して、長期的・短期的戦略により戦略的かつ計画的な経営が進められている。行政ニーズへの対応を中心に各種研究が確実に進められており、その成果の多くが IMO を通じて世界的に普及されていることは注目される。
- 共同研究・受託研究、競争的資金、所外発表、プログラム登録など各種数値目標は目標値を大幅に更新する数字を記録しており、研究所の活発な活動が伺える。
- 随意契約が許される低価格の調達に対して簡易な入札制度を導入して競争環境を拡大し、また、決裁の見直しや内部統制への取り組みなど、業務運営の効率化に対する高い問題意識と積極的な対応が評価される。
- 特に、国際・国内的に重要かつ喫緊の課題である環境保全に対して、省エネ対策からNOx 対策・流出油対策まで質の高い研究を迅速かつ広範に行うとともに、その成果を国際的な技術基準に反映させるなど、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。さらに、従前よりこの研究所が活発な展開を見せている国際対応に関して、今年度は、行政と一体となったIMO 対応、シンポジウムの戦略的な開催、外国機関からの受託などこれまでにない展開を見せるとともに、国際的な成果を創出している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的企画と研究 マネジメントの強 化	III1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営ビジョンを設定し、中長期戦略(技術戦略・人材戦略)を策定。</li> <li>• 「海の 10 モードプロジェクト」の研究を加速させるため、運営費交付金による研究費を重点的に配分。</li> <li>• 研究連携統括副主幹を3名設置し、外部資金獲得実績の増加に貢献。</li> <li>• 共同研究・受託研究 208 件実施(目標を 35%強超過)。競争的資金 36 件獲得(目標を 44%超過)。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究所の存在意義を明確に確立するとともに、多様な戦略的企画を策定し、研究管理にも妥当な対応が図られており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
多様化、高度化する環境保全の社会的要請に応える環境規制体系の構築及び環境対策の強化に資する研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 船舶の抵抗低減を図るバブル法を開発、正味燃費が平均約5%改善できることを世界で初めて実船実験で実証。</li> <li>• 海の 10 モードについて、波浪中抵抗増加計算精度の向上等を行い、従来手法より低コストかつ高精度な実海域性能評価を開発。</li> <li>• 船舶からの NOx 排出対策に関して、船上計測の問題を解決する新たな計測技術を開発し、ISO 規格に採用。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際・国内的に重要かつ喫緊の課題である環境保全に対して、省エネ対策から NOx 対策・流出油対策まで質の高い研究を迅速かつ広範に行うとともに、その成果を国際的な技術基準に反映させるなど、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。</li> </ul>
国際活動の活性化	III4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外航海運からの温室効果ガス削減に向け、20 年3月のIMO/第 57 回海洋環境保護委員会(MEPC57)において、海技研が提唱した「海の 10 モード」を活用する実燃費指標の策定について我が国から提案、海技研は技術面から政府を全面支援し、各国支持をとりつけ、今後規則化の草案作成に向けて大きく進捗。</li> <li>• IMO から硫黄酸化物規制の影響に関する調査を受託し、その成果が 20 年2月のばら積液体気体小委員会に技術情報として提出され、MEPC57 での規制案策定に寄与。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術基準に関する IMO での国際的な検討に際して、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの成果を上げており、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>• 成果を IMO による国際的枠組みに取り入れるためにも各国組織との連携強化に取り組むことを期待したい。</li> </ul>
事業運営全般の効率化	IV2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 少額随契の対象となる契約に対して簡易入札制度を正式に導入し、14 百万円の減額効果。</li> <li>• 「随意契約見直し計画」に基づく取組により、競争性のある契約が 138.6%増加、競争性のない随意契約が 70.9%減少(件数ベース)。</li> <li>• 専決の導入、決裁の廃止等により年間延べ 7,800 人の決裁を省略。</li> <li>• 85 の研究テーマについて研究費内部監査を実施し、規則遵守の不徹底、不注意等 40 件を指摘し、直ちに是正。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロジェクト管理から物品調達に係る競争環境の拡大や決裁見直しに至るまで様々な取組がなされ、成果を上げており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.pari.go.jp/">http://www.pari.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点	3点	5点	SS			
(2)人材活用	3点×3	3点×3	5点×1 4点×2	S			
(3)業務運営	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	3点×2	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	3点×4 2点×2	3点×5 2点×1	5点×1 4点×5	SS×1 S×3			
(2)他機関との有機的連携	3点×1 2点×2	3点×2 2点×1	4点×3	S			
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	3点×6	3点×6	5点×1 4点×5	SS			
(4)研究者評価	3点	3点	4点	S			
(5)国土交通大臣指示への対応	3点	3点	5点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	2点	3点				
4.短期借入金の限度額	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	2点	3点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	S			
(2)人事に関する計画	2点	2点	4点	A			
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営					4点	4点	
(2)効率的な研究体制の整備					4点	4点	
(3)管理業務の効率化					4点	4点	
(4)非公務員化への適切な対応					3点	3点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出					4点×6	4点×6	
(2)研究成果の広範な普及・活用					5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	
(3)人材の確保・育成					4点×2	4点×1 3点×1	
III.適切な予算執行					3点	3点	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画					3点	3点	
(2)人事に関する計画					3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各評価項目の年度計画は、中期計画を達成するための中間年度計画として妥当である。特に、災害時の調査には迅速に対応するとともにすぐさま日頃の研究成果を災害対策に活かすなど、国の迅速な防災政策の実施に貢献しており、独立行政法人ならではの役割を十二分に発揮している。また、査読付き論文の発表については、論文賞の受賞実績にみられるように、研究所の研

研究成果が学会等によって極めて高い評価を得ており、研究所の業務実績の成果が高いことが再確認された。こうした実績をあげるための研究の集中化、体制の適切な見直し等の検討が図られ、迅速に実施されているとともに、人事の交流や意見交換の場の積極的な創出などにより研究環境の充実が、極めて効果的であった成果であると考えられる。このまま順調に業務実績をあげてゆかれるとよい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年度に策定した「研究所運営の基本方針」に基づく迅速な意志決定と速やかな実行の推進、関係行政機関・民間団体との精力的な情報交換、人事交流。</li> <li>研究所職員と理事長とのきめ細かな意見交換会の実施。など</li> </ul>	
効率的な 研究体制 の整備	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田空港再拡張プロジェクトチームの編成。連携研究グループの編成等。</li> <li>研究者の重点配置。</li> <li>研究領域制の導入、平成 20 年度以降の組織変更方針の明確化等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織の統合や改編は社会の変化に対応して行うこともよいが、頻繁な組織の改編や職員数の減少は基礎的研究を継続的に実施する場合、非効率となる場合やきめ細かな研究に対応できるか懸念されるので十分考慮する必要がある。</li> </ul>
非公務員 化への適 切な対応	I (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者の内閣府科学技術政策担当部署への転出、異分野の民間企業研究者の客員研究官としての招聘、中央省庁幹部との幅広い意見交換などの実施。</li> <li>上級の研究者を対象とした裁量労働制を継続実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更に異分野の機関等との意見交換や人事交流により、新たな視点の研究を進めてはどうか。</li> </ul>
研究の重 点的実施	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率 75.4%(目標値 60%程度以上)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理化計画に基づいて統合された際には、海洋に関する研究は重要な位置づけとなると考えられ、今後、その戦略を考えることが重要である。</li> <li>CO2 の増大による対応策だけではなく、積極的に CO2 を削減する課題に取り組むことを期待する。</li> <li>海岸やライフサイクルマネジメント等の分野については、(独)土木研究所や(独)水産工学研究所等との研究の連携が望まれる。</li> </ul>
査読付論 文の発表	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>査読付論文発表 151 編(目標値 125 編)、うち英文論文 78 件(目標値 70 編程度)。</li> <li>学会等による受賞 11 件、土木学会表彰については 12 部門中 4 部門で受賞。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>査読付論文の発表への取組に対する研究所の積極的で多様な努力と、その結果である質の高い論文の発表は極めて高く評価でき、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
災害発生 時の迅速 な支援	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究所災害対策マニュアルに基づき、抜き打ちで予行演習を実施。</li> <li>国内外で発生した地震・津波・高潮高波・海上流出油事故災害に積極的に研究所の専門家チームを速やかに派遣。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地への派遣時のノウハウを組織として蓄積するよう努力してはどうか。</li> <li>「寄り回り波による被災」では災害発生後の迅速な支援を自治体から高く評価されており、引き続き自治体への技術支援を考慮されたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 101.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与については、研究所職員個々の給与等は国家公務員と同等の給与体系を採用するなど、給与水準の適正化に取り組んでおり、人件費の削減を実行している。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(調査対象職員数が少数)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-イ、1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組まされたい。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 3の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.enri.go.jp/index.shtml">http://www.enri.go.jp/index.shtml</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm</a>

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。
<項目別評価>							2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)研究実施体制の効率化	2点	3点	4点	S			4. 項目別評価における項目1から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目Iから項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)人材活用に関する計画	2点	3点	4点	S			5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)業務運営の効率化	3点	2点	4点	S			6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(4)施設・設備利用の効率化	2点	2点	3点				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	3点	3点	4点				
(2)基盤的研究	2点	3点	4点				
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	3点	3点	4点	SS			
(4)競争的資金	2点	3点	4点				
(5)研究者の資質向上	2点	3点	4点				
(6)共同研究・受託研究等	3点	3点	4点	S			
(7)国際交流・貢献	3点	3点	4点				
(8)人材交流	2点	2点	4点				
(9)研究成果の普及、成果の活用推進等	3点×2 2点×1	3点×2 2点×1	4点×2 3点×1	S			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	2点	3点				
(2)収支計画	2点	2点	3点				
(3)資金計画	2点	2点	3点	A			
4.短期借入金の限度額	-	-	-				
5.重要財産の処分計画	-	-	-				
6.剰余金の使途	-	-	3点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	-	-	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	A			
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営					4点	4点	
(2)人材活用					4点	4点	
(3)業務運営					4点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化					4点×3	4点×3	
(2)基盤的研究					3点	4点	
(3)研究開発の実施過程における措置					4点	4点	
(4)共同研究・受託研究等					3点	4点	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等					4点×2	4点×2	
III.予算、収支計画及び資金計画					3点	4点	
IV.短期借入金の限度額					-	-	
V.重要財産の処分計画					-	-	
VI.剰余金の使途					-	-	
VII.その他業務運営に関する事項					3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究開発独立行政法人として、空域及び航空路の有効利用、混雑空港の容量拡大、予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関わる研究開発など、特に国の政策支援業務に評価できる実施内容が多く、十分な成果が見られる。
- 国土交通省航空局が国際民間空港機関(ICA0)の地域監視機関(RMA)に認定され、その根拠として本研究所の存在と実績がある点は、本研究所の貢献が国際的に大きく評価されたものといえる。
- 小規模の組織であるが、学術的にも政策支援としても十分な成果を上げており、成果を上げるための、PDCA サイクルに基づく手順の設定が良好に機能している。
- 職員個人の力量が効果的に活かされており、組織と個人の関係について良好な運営ができています。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外の研究者や女性研究者など多様な人材を積極的に採用。</li> <li>• 各研究員が学会や国際会議等で積極的に論文発表や研究活動を進めた結果、4件の表彰を受賞。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材の活性化は所の活動を推進するために必要なことである。特に多彩な人材の採用と採用された人材の活躍は、他の職員においても意識の変革をよぶと思われる。また、職員の能力向上に対する活動を継続して行うことは重要である。本研究所が有する人材が停滞することなく、常に活性化される状況を作り出すことに今後も取り組んでほしい。</li> </ul>
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人件費及び要員を増やすことなく、限られた人的資源の有効活用により管理部門の業務執行体制を強化。</li> <li>• 内部統制構築に向けた所内の業務評価を終了させ、コンプライアンス強化に努めている。また、セキュリティ研修の実施等、情報管理体制の強化も実施。</li> <li>• 一般管理費、業務経費、人件費について、年度計画の数値目標を達成。</li> <li>• 随意契約の見直しを着実に実行し、一般競争入札 122 件(昨年度 55 件)、随意契約 9 件(同 69 件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理的費用や人件費などの抑制で数値目標を達成するとともに、他の独法に先駆けて内部統制構築に向けて取組を強化するなど、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として重点研究開発 5 課題を実施。</li> <li>• 「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として重点研究開発 3 課題を実施。</li> <li>• 「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として重点研究開発 6 課題を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究開発の成果に関して、施策や基準化への反映状況や予定等については行政と連携を図りながら、できる限り明確にするよう検討願いたい。</li> </ul>
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ICAO 等の国際会議に積極的に参加。</li> <li>• 航空局が ICAO の地域監視機関として認められ、その前提として本研究所の存在と実績が ICAO から高い評価を得ている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 種々の場での積極的な国際協力の活躍が見られ、昨年度よりもさらに連携が強化されていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>• ICAO 等国際的な活動については、今後も大いに積極的に参加してリードしてほしい。</li> <li>• 研究所の特殊性を生かした国際協力活動が行われていると思われる。日本を代表する機関として今後も活発な活動に期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:湯本 宏)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kohkun.go.jp/">http://www.kohkun.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyokka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyokka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	A	3点	4点	
(2)人材の活用	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(3)業務運営の効率化	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3点×2 2点×8	3点×1 2点×8 1点×1	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	
(2)研究の実施	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	
(3)成果の普及・活用促進	3点×1 2点×3	3点×1 2点×3	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)				A			
(1)自己収入の確保	2点	2点	3点		3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点		3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-	-		-	-	
5.重要財産の処分計画	-	2点	-		-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-		-	3点	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	-	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航海訓練所の本来の使命である教育、訓練については、海事教育機関としてのグローバル化、並びに業界のニーズの把握に努めるとともに、大きく変化する海事社会状況に応じて精一杯の努力を重ねており、全般的に中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 組織運営の効率化や訓練品質向上へ組織一体となって積極的に取り組んでおり、業務運営全般において順調に推移している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「船員教育のあり方に関する検討会報告」に基づき、次の項目について関係機関と協議を開始。 実習委託費の引き上げ タービン練習船の代替え 船員教育機関との連携強化</li> <li>交通政策審議会海事分科会中間とりまとめを踏まえ、帆船を活用した日本人船員(海技者)の確保・育成のための施策への取り組みを開始。</li> <li>運航要員を3名縮減。</li> <li>予備員率20%で実施できるような職員の配乗パターンを一部変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運航要員の合理化や、厳しい予備員率への取組みなど、効率的な運営が積極的に行われている。</li> <li>教育機関として、大きな政策転換に適切に対応している。</li> </ul> (総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>組織運営の効率化や訓練品質向上へ組織一体となって積極的に取り組んでおり、業務運営全般において順調に推移している。</li> </ul>
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標に訓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語訓練が目標以上に充実している。</li> <li>構造転換の要請に精力的に対応している。</li> </ul>

		<p>練内容を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界海事大学留学経験教官等が海事英語教材を作成。</li> <li>内航業界の要望に対応し、六級海技士(航海)課程の航海訓練を実施。</li> <li>外航業界の要望に即応して、フィリピン国M AAP校から 30 名の学生に2か月間の航海訓練を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィリピン国海事教育に積極的に関与・貢献している。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海事教育機関としてのグローバル化、並びに業界のニーズの把握に努めるとともに、大きく変化する海事社会状況に応じて精一杯の努力を重ねている。</li> </ul>
自己点検・評価体制の確立	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育査察と並行して実施していた安全管理システム(SMS)の内部監査を、監査の独立性、透明性の向上を目的に、それぞれ単独で実施する体制に変更。</li> <li>各船に対し年1回、合計5回の教育査察を実施し、査察結果を全所に周知。</li> <li>内部評価委員会を3回開催し、業務内容の改善に努力。</li> <li>倫理行動規程の制定、倫理委員会の設置など、内部統制、コンプライアンス体制の整備に向けた検討を開始。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部評価委員会による業務内容の改善は大変評価出来る取り組みである。教育査察やSMSの内部監査をしっかりと実施し体制を確立して頂きたい。</li> </ul>
研修成果等海事に係る知見の普及・活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究諸報を2回発行。</li> <li>ホームページに各研究成果の概要を掲載。</li> <li>論文発表:5件(6件程度)、学会発表:15 件(6件程度)。</li> </ul> <p>※( )内は目標件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動を積極的に行い、目標値を上回る成果を上げている。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究件数が、年度計画に比し、若干足りなかったが、内容の精査、十分な準備のもと、次年度に実施されることを期待する。</li> </ul>
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>練習船の一般公開:28 回(103,099 名が見学)(年度計画目標:25 回程度)。</li> <li>練習船見学会:20 回(1,209 名の児童・生徒が見学)(年度計画目標:20 回程度)。</li> <li>海王丸において体験航海を実施:9回(159 名が参加)。</li> <li>小学校、児童館を訪問し、訪問型海洋教室を9回実施。</li> <li>練習帆船の体験乗船を5回(88 名が参加)、セイルドリル船上見学を4回(62 名が参加)実施。</li> <li>マスメディア、ホームページ、広報誌等を通じ各種情報、業務成果などを広報。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般公開・見学会で 10 万人以上の見学者を集めるなど、海事思想の普及に向けてかなりの努力が認められ、将来的に船員就業希望者増につながると考えられる。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海洋基本法の制定に伴い、以前にも増して国民の海への関心を高めることが重要となっている。</li> <li>航海訓練所は一般公開、見学会、体験航海、海洋教室などを通じて、10 万人以上の一般市民を集めており、その活動は海事思想の普及に対して特筆すべき貢献と言える。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 106.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しが行われている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(調査対象職員数が少数)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小堀 欣平)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.mtea.ac.jp/">http://www.mtea.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化			
(1)組織運営の効率化	3点	3点	
(2)人材の活用	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	
(2)研究の実施	3点	4点	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	
3.予算			
(1)自己収入の確保	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	—	—	
5.重要財産の処分等に関する計画	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	
7.その他業務運営に関する事項			
(1)施設・設備に関する計画	—	—	
(2)人事に関する計画	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 中期計画・年度目標に基づき、海技教育機構の業務目的に添って積極的かつ着実な実施状況にあると認められる。
- ・ 業務運営の効率化を中心に、品質向上に向けた教育・訓練の充実など高く評価出来る結果に結びついている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																								
実務教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部のコースにおいて、ニーズが多く養成定員を上回る実績。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育コース名</th> <th>実績</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海運実務コース</td> <td>2,051名</td> <td>745名</td> </tr> <tr> <td>海事教育通信コース</td> <td>165名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>水先コース</td> <td>79名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶保安管理者コース</td> <td>411名</td> <td>96名</td> </tr> <tr> <td>外航基幹職員養成コース</td> <td>16名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>国際協力コース</td> <td>48名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,770名</td> <td>1,046名</td> </tr> </tbody> </table>	教育コース名	実績	定員	海運実務コース	2,051名	745名	海事教育通信コース	165名	135名	水先コース	79名		船舶保安管理者コース	411名	96名	外航基幹職員養成コース	16名	20名	国際協力コース	48名	50名	合計	2,770名	1,046名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海運業界のニーズの把握に努め、各コースの教育に適切に反映されており、運航実務コースをはじめ、水先コース、船舶保安管理者コースなど、計画を大幅に上回る実績をあげている。</li> <li>・ コースにより、定員と実績の過不足が大きいため、計画の作成においては、事前調整に留意すべきである。</li> </ul>
教育コース名	実績	定員																									
海運実務コース	2,051名	745名																									
海事教育通信コース	165名	135名																									
水先コース	79名																										
船舶保安管理者コース	411名	96名																									
外航基幹職員養成コース	16名	20名																									
国際協力コース	48名	50名																									
合計	2,770名	1,046名																									
合格率、就職率	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課程の合格率は次のとおり目標を達成(( )内は昨年実績)。 本科(四級海技士) 76.0%(66.2%) 専修科(四級海技士) 93.3%(92.3%) 海技専攻課程(三、四、五級海技士) 93.8%(93.8%)</li> <li>・ 全課程の海事関連企業への就職率が昨年を上回り、目標を達成(( )内は昨年実績)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な具体的取り組みにより、目標値並びに昨年実績を上回る成果を上げている。(総合評価)</li> <li>・ あらゆる施策や積極的な取り組みが、高い合格率や就職率に結びついているので、更なる取り組みにより現状を維持・向上させて頂きたい。</li> </ul>																								

		本科 91.5%(85.1%) 専修科 96.7%(95.2%) 海技技術コース 92.9%(80.0%)	
成果の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人国際協力機構の要請により11カ国計11名の研修員及び館山海上技術学校において、東京海洋大学の教育実習生1名受け入れ。</li> <li>9機関の関係委員会に、専門分野の委員として延べ35名を派遣。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外への技術移転は、機構に求められている大きな役割の一つであるため、その積極的推進は評価できる。</li> <li>目標値を上回る積極的な研修生の受け入れ、専門委員の関係委員会への派遣が行われている。</li> </ul>
海事思想の普及等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を達成し、教育・研究成果及び開示思想の普及が図られている。 (実績) 公開講座、特別講演の開催 5回 練習船による体験航海 51回 (目標) 一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を25回程度実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開講座や練習船による体験航海は、社会貢献であるとともに、海員就業希望者増にも資するものであるため、その積極的推進は評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 統合効果については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成16年12月10日)において、統合による船員養成事業及び船員再教育事業に対応した要員の縮減、経費の節減を図る旨の指摘がされている。業務実績報告書には、一般管理費及び業務経費の抑制や人件費の削減に関する記載はあるが、統合したことによる要員の縮減、経費の節減については明らかになっていない。今後の評価に当たっては、旧海技大学校と旧海員学校が統合したことによる要員の縮減、経費の節減についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kouku-dai.ac.jp/">http://www.kouku-dai.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人材の活用	2点	2点	3点	A	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×2 2点×2	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	3点×1 2点×5	3点×2 2点×4	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	
(2)航空安全に係る教育等の充実	2点×3	2点×3	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	
(3)他機関との有機的連携	2点			A			
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実					3点×2	3点×2	
(4)成果の活用・普及	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	
(5)企画調整機能の拡充					3点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	2点	2点	3点	A	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-	-		-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-	-		-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-		-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点×2	A	3点×2	3点×2	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の事業は、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的として、高質のパイロットを安定的に供給するものであり、その目的の達成に向けて的確に業務が実施されている。
- 特に、常勤職員の削減や国等との人事交流など業務運営の効率化などに向けた取り組みが着実に実施されている。また、民間操縦士養成機関との交流を深め、航空大学校の積極的な乗員養成に関するノウハウの提供や技術支援を行っていることは評価できる。更に、外部講師による安全教育の実施など、安全運航の確保に向けた取り組みは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の20%について国と人事交流(年度計画目標:10%程度)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画を大きく上回る人事交流があった。</li> </ul>
ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンファクターに関するデータは、各校安全委員会が窓口となり継続的に収集。</li> <li>安全管理規程を改訂(平成19年12月)し、ヒューマンファクターに関する事例を数多く収集する環境を整備。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンファクターへの取り組みを定着させるとともに、訓練の中にCRM・TEM等の導入を検討し、安全に対する体制の整備が必要と思われる。</li> </ul>
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ上から学校案内を閲覧出来るように電子パンフレット化を図るなど募集対策に努めた。</li> <li>受験者数:653名、年間養成学生数:72名</li> <li>JAL、ANA他3社の採用担当者と入社要件等について意見交換を実施(20年2月)。</li> <li>17年度から導入した総合適性試験(筆記に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資質の高い学生を確保するため、より一層広報活動に努めたことにより653名の受験者を確保できた。</li> </ul>

		よる操縦士適性試験)の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について検証を進めている。	
航空安全に係る教育等の充実	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合安全推進方針及び平成19年度安全業務計画に基づき、各校の安全委員会を中心に学生、教職員等の安全意識向上のための活動を推進。</li> <li>本校において、訓練機の事故等が発生した場合に、スムーズな情報収集及び適切な対応策が講じられるよう、常設の「危機管理室」の整備を開始。</li> <li>総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、各校に対する安全監査を実施。また、各校安全委員会から安全業務計画の進捗状況の報告を求め、その評価を実施。</li> <li>飛行訓練移行前から学生に対する安全教育を実施。</li> <li>テレビ会議システムを用い、外部講師による安全教育を実施。</li> <li>各校安全委員会を毎月1回開催し、不具合対策や安全意識の向上について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理室の整備や、安全運航の確保のために安全教育など様々な活動を積極的に推進している。</li> </ul>
民間操縦士養成機関の育成・振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間操縦士養成機関連絡会議を開催し、ノウハウ等を積極的に提供するとともに、操縦士養成各機関における情報の共有化を実施。</li> <li>操縦士養成課程を設置する旨公表した大学等に対しては技術的支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間教育機関への積極的な支援を評価する。(総合評価)</li> <li>航空大学校の乗員養成に関するノウハウや技術支援の提供などをより一層行うことにより、民間操縦士養成機関への支援の充実を図ること。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で104.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっており、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準を維持していくこととしている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(国からの出向者に対する手当支給による影響)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア)、(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:橋口 寛信)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: <a href="http://www.navi.go.jp/">http://www.navi.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm</a>
中期目標期間	4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点	2点	3点	3点	S		
(2)人材活用	2点	2点	3点	3点	A		
(3)業務の効率化	2点	2点	4点	3点	S		
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討			—	3点	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	S		
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	2点×4	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B		
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	2点×2	3点×1 2点×1	4点×2	4点×1 3点×1	S		
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	3点×1 2点×3	3点×1 2点×3	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S		
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	2点×3	2点×3	4点×1 3点×2	3点×3	A		
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	2点×4	2点×4	3点×4	4点×1 3点×2	A		
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	2点	2点	3点	3点	A		
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	2点	2点	3点	3点	A		
3.予算	2点	2点	3点	3点			
4.短期借入金	—	—	—	—	A		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	3点	A		
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の						4点×1 3点×8	

徹底							
2.検査情報の電子化等による検査の高度化						5点×1 4点×2 －×1	
3.受検者等の安全性・利便性の向上						4点×1 3点×4	
4.自動車社会の秩序維持						4点×2 3点×3	
II.業務運営の効率化							
1.組織運営						4点×1 3点×1	
2.業務運営						3点×3	
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等						3点	
III.予算、収支計画及び資金計画						3点	
IV.短期借入金の限度額						－	
V.重要財産の処分計画						－	
VI.剰余金の使途						－	
VII.その他業務運営に関する事項							
1.施設及び設備に関する計画						3点	
2.人事に関する事項						3点	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう組織を挙げて全力で取り組んでいる。
- 審査結果の電子化等による検査の高度化に極めて精力的に取り組んでいるほか、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。
- 検査コースの閉鎖時間の削減についても計画を上回る達成状況であり、法人の業務実績は順調であると評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止	I 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ等の測定値を電子データとして取得する「3次元測定・画像取得装置」を31基導入。</li> <li>検査結果等を電子的に記録・保存する装置を開発し、「自動車審査高度化施設」として先行導入。審査結果を2次元コード化して国に通知。標準通信仕様の作成等関係規定を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元測定・画像取得装置」の導入、「自動車審査高度化施設」の開発・導入等から、特筆すべき優れた実施状況にある。</li> <li>今後全国的にこれらの導入を進めることは不正受検防止対策になると考えられる。</li> </ul>
受検者等の事故防止対策の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全作業マニュアルの充実、「平成 19 年度安全衛生実施計画」の策定、自動方式検査機器に案内板及び音声誘導装置の装備、このうちマルチテストに最低地上高検知装置の整備など、施設等の改善。</li> <li>職員への安全確認周知の徹底、受検者への注意喚起等、事故防止対策により職員等に対する事故防止対策の意識向上を図った。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受検者等の事故件数が前年度から増加し、削減目標の達成に至っていないことから、増加の要因となっている受検者の有責事故の原因の分析等を行った上で対策を講じる必要がある。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 利益剰余金(平成18年度末約15.7億円、19年度末約1.4億円)について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。」との指摘を行っているが、平成19年度の評価結果をみると、当期総利益の発生要因について、「主に外部要因」によるとの記載があるが、業務実績報告書等において、当該外部要因について必ずしも分かりやすい説明がされているとは言えない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等をより明確にした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小幡 政人)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:家田 仁)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jrtt.go.jp">http://www.jrtt.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)総括的業務	3点×1 2点×10 1点×1	2点×10	3点×9	3点×8	3点×8	A×2	
(2)鉄道建設業務	2点×5	3点×1 2点×4	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2	
(3)船舶共有建造業務	2点×2	2点×2	3点	3点	3点	A	
(4)造船業構造転換業務	3点	2点				A	
(5)国鉄清算業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	3点×3 2点×5	3点×6 2点×3	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2	
(2)船舶共有建造業務	2点×4	2点×4	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	
(3)鉄道助成業務	2点×6	2点×6	3点×3	3点×3	3点×3	A×2	
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	3点×3 2点×13	3点×4 2点×12	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1	
(5)造船業構造転換業務	2点	2点	3点	3点		A	
(6)国鉄清算業務	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点	3点		
(2)総括的業務	3点×2	3点×2	4点×2	4点×2	3点×2	S	
(3)船舶共有建造業務	2点×4 1点×1	2点×5	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2	
(4)改造融資業務等の適正な処理	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(5)実用化助成業務				3点※	3点※		
(6)造船業構造転換業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(7)内航海運活性化融資業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	2点	2点	3点	3点	3点		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	—	—	—		
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点*	3点*	3点*		
(3)契約に関する計画	2点	2点	3点	3点	3点		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 鉄道建設について、トンネル、橋梁などの建設に際して、コストや工期の縮減などを旨とした新しい技術を積極的に開発すべく、機構が中心となって関係事業者、建設会社等の機関とのコーディネートを強力に展開した結果、評価に値する成果をあげた。

- 鉄道建設に関連し、我が国が世界に誇る高速鉄道技術の積極的な海外展開を側面支援する取組を進めている。
- 船舶共有建造において、大幅な省エネ効果のある SES の今後の普及に向け、意欲的・積極的に取り組んでいる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率性の高い業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般管理費:平成14年度予算比13.6%減。</li> <li>• 事業費:同19.6%減。</li> <li>• 人件費:平成17年度比9.6%減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術力の向上と維持に影響が出ないように留意する必要がある。</li> <li>• ラスパイレス指数が高い理由と今後の対応について十分な説明が必要である。その上で、人件費削減については、国民の視点に立った見直し等を行い、引き続き、給与水準の適正化の努力を図るべきである。</li> </ul>
鉄道建設コスト縮減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 創意・工夫により、目標を超える優れた鉄道建設コストの縮減を達成。</li> <li>• ライフサイクルコストについては、新型結線き電用変圧器の開発と実用化により、10%の電力損失低減。</li> <li>• ハイブリッド構造駅の採用により、6.4%のコスト縮減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ライフサイクルコスト縮減事例に関しては、既存設備の更新時にも適用できないか。また、ライフサイクルコストを評価に入れた場合、更新寿命以前に新しい技術を導入することにより、かえって電力量ロスの削減によるコスト削減の可能性がないか検討することを望む。</li> <li>• コスト縮減の評価方法自体についての見直しが必要。</li> <li>• 最近の資材コスト上昇にどのように対応しているのか説明すべきである。</li> </ul>
船舶共有建造業務を通じた国内海運政策への寄与	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 船舶共有建造業務の利用促進を図り、環境対策、燃費低減等の政策効果の高い船舶が着実に増加。</li> <li>• 事業量実績値が2年連続で予算額を上回り、かつその中で政策効果のより高い船舶の割合が数値目標を100%達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SES はきわめて優れており波及効果も高く、さらに事業を進めることを望む。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 船舶共有建造に関し、SES を対象とした船舶使用料の軽減措置は5年間の暫定的な措置とされていることから、今後の対策について検討するべきである。</li> </ul>
鉄道建設分野等における海外技術協力	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カリフォルニア鉄道計画などの海外技術協力を実施。</li> <li>• 派遣・受入れとも目標を大幅に超えて達成。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 車両や運行システムとも一体化して、システムとしてさらに積極的に海外普及に貢献すべきである。日本の技術の海外普及は、国民に夢を与え、理科離れ対策の観点からも望ましい。</li> </ul>
船舶建造分野の技術力の活用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 昨年に引き続き、SES の普及及び新たな開発を実施。</li> <li>• SES の標準船型開発の技術支援等により、省エネと環境負荷の低減を実現した建造実績を上げる一方、SES 普及のための課題解決に積極的に取り組んだ結果、船種・船型の多様化、同型船の建造等を著しく促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重点集中改革期間以降の SES 建造促進策について検討が必要である。</li> <li>• 船型の効果が xx、プロペラの改善が yy、といった感じで、省エネルギーとなる基礎的な理由を定量的に説明すべきである。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で115.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(高い頻度での広域異動、人材確保の観点等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝、2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務、4 国際観光に関する調査及び研究、5 国際観光に関する出版物の刊行、6 前各号の業務に附帯する業務、7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jnto.go.jp/jpn/">http://www.jnto.go.jp/jpn/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	S	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。記載されている項目数は、以下のとおり。</p> <p>・2.(2): H15年度及びH16年度各2項目、H17年度～H19年度各1項目</p> <p>4. 項目2(3)の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	—	—	4点	4点	4点	S	
(1)組織運営	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(2)職員の意欲向上と能力啓発	3点	2点	4点	4点	4点	S	
(3)業務運営の効率化の推進	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	S	
(4)人件費削減の取組み				4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	3点×1 2点×6	3点×2 2点×5	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2	
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	3点×1 2点×3 1点×1 ※	3点×1 2点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3	
(3)事業成果の公表(3)情報の公開	3点	3点	4点	4点	4点	S	
(4)附帯する業務	2点	2点	3点	3点	3点		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	2点	2点	4点	4点	4点	S	
(2)予算(人件費の見積を含む。)	2点	2点	3点	3点	3点		
(3)収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点	3点		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※	※	※	A	
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	※	※		
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	2点	2点	3点	3点	3点		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの我が国の目標達成に向けて、関係者と連携しながら各事業に積極的に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進に貢献。
- 海外事務所の自主裁量権の拡大、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士試験の24時間受付電子申請システムの導入など、新たな取り組みを実施。
- 数値目標については、「v」案内所の指定件数を除きすべて達成。
- 意思決定の迅速化、人件費削減、運営費交付金対象業務経費の削減等により業務運営の効率化を推進。
- 昨年度指摘を受けた事項については、第2期中期目標への盛り込み等概ね対応済み。

以上から平成19年度における法人の業務評価は順調であると評価。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
「日本」の認知度を向上させるための観光宣伝事業の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイト情報コンテンツの拡充、ウェブサイトのマーケティングへの活用、中国語ローカルサイトをリニューアル、フォトライブラリーの拡充。</li> <li>メディア向け広報事業について、19 年度目標を上回る実績。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイトの情報コンテンツの大幅な見直し・拡充を行い、写真投稿、人気投票機能など参加型コミュニケーションツールも整備、さらには中国語圏への情報発信強化を行い、フォトライブラリーも拡充し、ウェブサイトアクセス数について目標を大幅に上回る実績となっており、メディア向け広報についても目標を上回るなど優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>ウェブサイトアクセス数及び広告費換算額の増加は評価できる。</li> </ul>
外国人旅行者の受入体制の整備支援事業	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の観光案内所だけでなく、主要駅、空港、宿泊施設等へ幅広く「v」案内所ネットワークへの参加を呼びかける等、案内所を拡大。</li> <li>JNTO のウェブサイトにも「v」案内所の所在地情報を追加。</li> <li>「v」案内所のより一層の拡充を図るため、国や自治体等との連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「V」案内所については、年度計画における数値目標を達成できなかったものの、すでに中期計画の目標は達成しており、平成 20 年6月末時点で9箇所を新規に指定するなど、今後の増加も見込めるため、着実な実施状況にあると認められる。今後更なる増加に取り組む必要がある。</li> </ul>
在外公館、他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等との連携の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事務所は日常業務において他の公的機関の海外事務所や民間企業の海外事務所等と緊密に協力、連携。</li> <li>特に日本貿易振興機構(JETRO)、国際交流基金とは、両独法が取り組む海外での「日本食」、「日本語学習」等の普及事業において、その対象者が潜在的な訪日旅行者であることから、連携強化に注力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国で2回、英国、フランス及び米国で各1回開催された現地推進会に参加した。また、ミュンヘン総領事館の出展事業への協力及びニューヨーク総領事館でのVJCのタペの開催をはじめ、JETRO と4件、日本航空と2件、日系スーパーと1件連携事業を実施するなど連携を強化し、優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 一般勘定において、平成 19 年度末で利益剰余金が約 1.7 億円計上されているが、利益剰余金の発生要因等が業務実績報告書で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書で明らかにさせた上で業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：松尾 稔）
ホームページ	法人：http://www.water.go.jp 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成15年10月1日～平成20年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3点	1点	3点	3点	4点	A	
(2)効率的な業務運営	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(3)事務的経費の節減	2点	3点	4点			S	
(4)人件費の削減				4点	4点		
(5)事業費の縮減	2点	2点	3点	3点	3点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	2点×3	3点×1 2点×1 0点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
(2)的確な施設の管理	2点	3点×2 2点×1	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
(3)災害復旧工事の実施	—	3点	3点	3点	3点	A	
(4)総合的なコストの縮減	3点	3点	4点	4点	4点	S	
(5)環境保全への配慮	2点	2点	4点	4点	4点	S	
(6)危機管理	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(7)工事及び施設管理の委託	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(8)関係機関との連携(建設)		2点	3点	3点	3点	A	
(8)関係機関との連携(管理)	1点	2点	4点	3点	3点	A	
(9)説明責任の向上	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(10)事業関連地域との連携促進	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(11)技術力の維持・向上	2点	3点	4点	4点	4点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)						A	
(1)予算							
(2)収支計画	2点						
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	2点	2点	3点	3点	3点		
5.重要な財産の処分等の計画	—						
6.剰余金の使途	—						
(1)一般積立金	—						
(2)その他積立金	—						
7.その他業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1)施設・設備に関する計画	—	2点	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(3)積立金の使途	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	2点	2点	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19事業年度業務実績は、全体的な評価としては、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
機動的な組織運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合技術推進室(当時)にダム施工支援グループを設置。</li> <li>新人事制度における18年度の評価結果を給与等に反映、評価結果に基づく昇任等。</li> <li>新たにチームワーク力評価を導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム施工支援グループにより、ダム現場に機動的な業務支援を実施したことなどが評価できる。</li> <li>組織運営、人事の評価制度に新たな試みが見られ、スリム化した組織運営に支障が起きないよう努力していることが評価できる。</li> </ul>
事務的経費の節減 人件費の削減	1(3) 1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度末1,632名から53名の定員削減。</li> <li>本給の自主的カット率:5%</li> <li>14年度事務的経費予算比13.3%節減(約34億円)。</li> <li>17年度人件費比5.4%節減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着実な取り組みがなされ、制約が多いと思われる「人件費の削減」も含めて数値目標が達成されていることは評価できる。</li> <li>平成17年度から自主的に実施してきた本給のカット率を4%から5%に上げて実施し、人件費の節減を着実に進めてきたことは評価できる。</li> </ul>
計画的で的確な事業 の実施 ・業務執行に係る基本 姿勢(年度計画) ・新築・改築事業(ダ ム等事業)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札談合調査等委員会を新たに設置。</li> <li>入札談合防止のための職員の綱紀の保持。</li> <li>コンプライアンスの実効性確保のための経営トップの率先関与。</li> <li>8事業の計画的な事業の進捗。</li> <li>徳山ダムは平成20年度より管理に移行。</li> <li>ダム長寿命化容量の確保を制度提案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札談合防止、コンプライアンス強化の一連の対策は妥当なもので評価できる。</li> <li>ダム群として排砂のための容量をもつという考え方は、技術的な可能性を大きくしており評価できる。</li> <li>徳山ダムの完成(概成)、滝沢ダムの進捗は大きく評価できる。</li> <li>ダム長寿命化容量の新しい制度・提案など高く評価する。</li> </ul>
的確な施設の管理 ・洪水被害の防止又 は軽減	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構の13ダムで延べ25回の洪水調節操作を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風9号による関東全域の記録的な豪雨や、上陸3台風による洪水調節など、評価しうる。</li> </ul>
総合的なコストの縮 減	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づくコスト縮減に取り組んだ結果、14年度比16.9%の総合コスト縮減率を達成(101億円)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水資源機構コスト構造改革プログラム」の施策を推進し、新工法を用いた維持管理、修繕、更新の費用、さらに調達方式の見直しも含めたトータルコスト意識をもって業務を運営することにより、中期計画の目標値15%を上回る16.9%の総合コスト縮減率を達成したことは高く評価してよい。</li> </ul>

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見(H20. 11. 26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で116.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「平成17年度から自主的に実施してきた本給のカット率を19年度は5%に上げて実施(17年度は3%、18年度は4%)し、給与水準の適正化に取り組み、人件費の節減を着実に進めてきたことは評価できる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(人材確保の観点)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(8))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(1))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nasva.go.jp/index.html">http://www.nasva.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	順調	順調	A	順調	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)組織運営の効率化	1点	2点	3点	3点	A		
(2)人材の活用	1点	2点	4点	4点	S		
(3)業務運営の効率化	2点×14 1点×2	3点×3 2点×12 1点×1	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	2点×4 1点×2	3点×1 2点×5	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4		
(2)適性診断業務	2点×5 1点×1	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3		
(3)重度後遺障害者に対する援護	3点×1 2点×7	3点×2 2点×3 1点×3	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1		
(4)交通遺児等に対する支援	2点	2点	3点	3点	A		
(5)広報活動	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2			
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	A		
(7)情報提供	2点×5 1点×1	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3		
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点			
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	A		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	S		
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化						3点	
(2)人材の活用						3点	
(3)業務運営の効率化						5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務						3点×2 2点×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援						4点	
(3)療護施設の設置・運営						4点×2 3点×2	
(4)介護料支給等支援業務						3点×1 2点×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付						4点×1 3点×1	
(6)自動車事故による被害者への情						4点	

報提供の充実								
(7)自動車アセスメント情報提供業務								4点×1 3点×5
(8)自動車事故対策に関する広報活動								3点
III. 予算、収支計画及び資金計画								3点
IV. 短期借入金の限度額								—
V. 重要財産の処分計画								—
VI. 剰余金の使途								—
VII. その他業務運営に関する事項								—
(1)施設・設備に関する計画								2点
(2)人事に関する計画								3点

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にある。特に運転適性診断のIT化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う新たな相談窓口の開設など被害者支援の充実を進めた。これらを通じた平成19年度の業務運営は、順調であると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習業務・適性診断業務	II(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイカメラプログラムの不具合や利用者から得られた要望点を改善すべく、プログラムの修正に着手し、導入スケジュールを変更。</li> <li>安全マネジメントコンサルティングを全国で 26 件実施。デジタル式タコグラフ・ドライブレコーダー講習会や安全マネジメント講習会を全国 50 支所で 108 回開催。</li> <li>指導講習受講者の評価度は 4.38、適性診断受診者の評価度は 4.17、事業者の評価度 4.15。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導講習の受講需要の増加に対応すべく前年度より 55 回増回し、受講者数が 15% 増加。</li> <li>アイカメラプログラムの修正に着手したが、19 年度は担当職員を対象とした操作研修を実施することどまっている。</li> <li>貸出機器利用促進により、貸出機器利用による受診者数が一般診断受診者の 21% を占める等効果が現れている。</li> <li>アイカメラシミュレータは計画変更となったものの他の事項は順調に進められている。</li> </ul>
療護施設の設置・運営	II(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各療護センターで高度先進医療機器による治療を実施。一部で脳磁計の履行期限を延期。</li> <li>「療護施設機能の一部の一般病院への委託に係る検討委員会」を設置し、一般競争入札により委託先病院を決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遷延性意識障害者に対し高度な治療・看護を実施し、目標を大きく上回る 27 人が脱却。適正な機器更新のため、今後は仕様内容を早期に固め、機器の導入を図る努力も必要。</li> <li>スケジュール通り委託先病院を選定。</li> </ul>
介護料支給等支援業務	II(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの高い介護用品を支給対象に追加。</li> <li>重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度は 4.27(前回 3.66)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護料受給者宅で直接相談や情報提供等を行う訪問支援サービスを開始したが、計画通りには捗らなかった。更なる努力を期待。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、約 71 百万円の当期利益総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。  
本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 108.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。  
これについては、評価結果において「人件費の削減については、計画値を 0.7% 上回ったが、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)においては、依然として国家公務員の水準を上回っていることから適正化に向けた取り組みを計画的に実施すべきである。」と記載されている。  
しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。  
今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。  
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組みたい。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:竹内 壽太郎)
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 空港周辺整備計画に基づく周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。4 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。5 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。6 1から5の業務に付帯する業務。7 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	空港周辺整備機構分科会(分科会長:盛岡 通)
ホームページ	法人: <a href="http://www.oeia.or.jp/index.html">http://www.oeia.or.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	S	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	3点	3点	S	
(2)人材の活用	2点	2点	4点	3点	3点	A	
(3)業務運営の効率化	3点×2 2点×1 1点×1	2点×3 3点×1	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	2点×5 3点×1	2点×4	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	
(2)業務の確実な実施	2点×4 1点×1	3点×3 2点×3	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4	
(3)空港と周辺地域の共生	2点	2点	3点	3点	3点	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)						S	
(1)予算							
(2)収支計画	2点	2点	4点	4点	4点		
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-		
5.重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-		
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	2点×2	3点×1 2点×1	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- いずれの項目も3以上であり、高いレベルでの目標を達成している項目もある。努力や工夫も多くなされており、業務実績においては順調と評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 ・事業費の抑制	1(3)	・住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、約54%(14年度比)の削減を達成。	・次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する。 ・中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったこと、事業費の削減率を大きく上回る削減は、優れた実施状況であると認められる。
・一般管理費の抑制	1(3)	・約31%削減(14年度比)	・中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったこと、事業費の削減率を大きく上回る削減は、優れた実施状況であると認められる。
業務の確実な実施	2(2)	・5件整備(大阪:1件 福岡:4件)	・年度計画の2件を上回る5件の整備を実施し

・再開発整備事業		中期計画:7件 年度計画:2件	たことは、優れた実施状況であると認められる。
・民家防音事業	2(2)	・民家防音事業について、交付申請から交付額の確定までの期間を14年度実績比で約16%短縮。	・処理期間は従前に比してかなり短縮されたものの、より一層の短縮化を進める方策を望む。
・中村地区の移転補償事業	2(2)	・全ての移転補償対象数208棟のうち、18年度に契約締結した203棟を除いた残り5棟について移転補償契約を締結。	・移転補償契約をすべて締結出来たことは、優れた実施状況である。
予算、収支計画及び資金計画	3	・19年度末時点の繰越欠損金圧縮率約92%(15年10月比)。 中期計画:30% 年度計画:30%以上	・年度計画を大きく上回る欠損金の圧縮は、優れた実施状況である。
人事に関する計画	7(1)	・人員について、17年度比で9.9%削減。 中期計画:概ね2% 年度計画:2%以上 ・出向元(国、県など)に対し業務に必要な知識と経験を有する若い人材の派遣を要請。	・年度計画を大きく上回る人員の削減を行い、優れた実施状況である。 ・若返りを図り人件費を抑制したことは、優れた実施状況である。

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- ・民家防音事業については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成19年12月21日)において、「空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。」と指摘しており、整理合理化計画においても、同様の措置を講じるものとされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「今後の評価結果に当たっては、他の特定飛行場における事業手法、個別単価等についても考慮した上で評価を行うべきである。」との指摘を行っているが、評価結果において、これらの点について言及されていない。今後の評価に当たっては、空調機工事単価及び調査項目の見直し並びに当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることについて評価を行うべきである。
- ・内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。
- ・本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。  
本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で109.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において、「ラスパイレス指数は、前年度からさらに低くなっており、平成15年度の123.7から109.1と改善されており、着実な実施状況である。」「ラスパイレス指数について、比較条件を同一(大阪及び福岡の公務員給与との比較等)にした上で、比較を行う必要があると考える。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1)-(1)-ア-ア、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。  
また、上記以外にも、別紙2(1)-(1)-イ、1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組みたい。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:栗原 敏尚)
目的	海上災害の発生及び拡大の防止(以下「海上防災」という。)のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	海上災害防止センター分科会(分科会長:藤野 正隆)
ホームページ	法人: <a href="http://www.mdpc.or.jp">http://www.mdpc.or.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	—	—	—	A	
(2)業務運営の効率化	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	
(3)関係機関等との連携強化	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	2点	1点	4点	4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	2点×2	2点×3	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	
(2)機材事業	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	
(3)海上防災訓練事業	2点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(4)調査研究等事業	2点×1 1点×1	3点×1 2点×1	3点×2	4点	3点	A×2	
(5)国際協力推進事業	3点×1 2点×1	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)	—	—	—			A	
(1)自己収入の確保	2点	2点	3点	3点	3点		
(2)予算							
(3)収支計画	2点	2点	—				
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	—	2点	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務の実績について、一般管理費、人件費及び事業費の数値目標を大きく上回る削減の達成、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自主的な業務運営を行ったこと、HNS防除体制の構築に向けた積極的な取組を高く評価。</li> </ul>

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費・人件費・事業費の削減:中期計画の目標値を達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。</li> </ul>

		一般管理費 25.2%削減(14年度比) 人件費 8.25%削減(14年度比) 事業費 10.9%削減(14年度比)	
防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本財団の支援を受けつつ、センター自己資産によりHNS防除資機材を購入、25ヶ所の基地に配備。</li> <li>HNS防除に関し必要な資格を有する要員を確保。</li> <li>センター本部と各基地との間にHNS事故対応支援ネットワークを整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HNS防災体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できる。</li> </ul>
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準コース12回(計496名)、消防実習コース8回(計260名)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準コースの受講希望者が予定を大きく上回ったため、年間訓練計画を調整し、他の訓練(50回)を削減することなく、同コースを2回追加して実施している。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で113.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 邦久)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ur-net.go.jp/">http://www.ur-net.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. III3,4については、H16年度評価においては項目が設けられていない。したがって、16年度の項目IIIは、3 予算、4 収支計画、5 資金計画(項目1,2は同様)となっている。
<項目別評価>					
I 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	
2 事業リスクの管理	2点	4点	4点	3点	
3 事業評価の実施	2点	4点	4点	4点	
4 一般管理・事業費の削減	2点	3点	3点	4点	
5 総合的なコストの削減	3点	3点	3点	4点	
6 入札及び契約の適正化の推進	2点	3点	3点	3点	
7 積極的な情報公開	2点	3点	3点	3点	
8 業務・システム最適化の実現		—	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 都市機能の高度化及び都市の再生	3点×2 2点×5	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	2点×4	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	
4 事業遂行に当たっての取組	2点×3	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	
III 予算、収支計画及び資金計画	3点	5点	5点	4点	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	
VII その他業務運営に関する事項					
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	
2 人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3点	4点	3点	2点	
4 中期目標期間を超える負債負担	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- これまでの都市再生機構の業務運営については、繰越欠損金の削減、ニュータウン用地の計画的な処分など過去に負った負の遺産の整理、業務の見直しに伴う組織のスリム化、事業リスクの管理、事業評価の実施など経営の効率性・自主性を高めるための取組について一定の進捗が認められ、個別の評価項目においても点数が高くなっている。
- 業務改革の方針が明確に打ち出されたことについては評価できる。しかし、業務改革は緒に就いたばかりであり、負の遺産の整理を着実に推進するとともに、平成 19 年度に都市再生機構が策定した都市再生事業の実施に係る基準や「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」、随意契約見直し計画に基づく取組等が着実に進められることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
入札及び契約の適正化の推進	I 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 19 年度は、随意契約の件数が増えているが、これは、本来機構が行うべき業務を代行・補完するための法人等との契約。</li> <li>• 監事における契約状況のチェックが行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 随意契約から競争性のある契約への切り替えに当たっては、品質の低下を招かないよう、仕様書を詳細に定め、試行実施するなど十分な準備を行った上で実施すべき。</li> </ul>
既存賃貸住宅ストック等の再生と活用	II 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく事業の実施に当たっては、居住者の居住の安定の確保を図るよう留意されたい。また、ストックの再編に当たっては、単に売却するだけでなく、環境資産やコミュニティーが次世代に継承されていくように進めることが必要。</li> </ul>
バリアフリー化の推進	II 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新規に供給する機構賃貸住宅のバリアフリー化率:100%</li> <li>• 機構賃貸住宅ストック全体のバリアフリー化率は、18 年度末の 37%から 19 年度末は 39%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住戸のバリアフリー化は評価できるが、住戸内だけではなく団地全体でのバリアフリー化に一層取り組みを図っていただきたい。</li> </ul>
子会社・関連会社等の整理合理化	VII 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等については、株式売却等を行うため、出資者との協議に向けた準備を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子会社・関連会社を約半数以下に整理を進めてきたことは、一定の評価ができるが、独立行政法人の子会社・関連会社との随意契約、職員の再就職などが繰り返し問題とされていることに照らし、次年度以降の見直しは、より具体化し、進めることを期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 関連法人については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 19 年 12 月 21 日)の「第4 関連会社等に係る見直し」等において、①関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方を講ずること、②関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について検証した上で関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すこと、③関連会社等との随意契約を原則競争性のある契約方式へ移行すること、④財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しなどによる透明性の確保を図ること等とされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「関連法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。」との指摘を行っている。平成 19 年度の評価結果をみると、子会社・関連会社への業務委託に係る入札・契約方式を随意契約から競争性のある契約方式への移行及び財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しの検討による透明性の確保に関する評価は行われているが、それ以外については評価が行われていない。今後の評価に当たっては、関連法人における剰余金の活用方策や関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方の抜本的な見直しについても厳格な評価を行うべきである。
  - 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 120.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「組織のスリム化等を進めることにより、給与水準の引下げを図り、平成 22 年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な国家公務員指数を 113.4(見込)とすることとしている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中野 実)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:來生 新)
ホームページ	法人: <a href="http://www.amami.go.jp/">http://www.amami.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	概ね順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1)業務運営体制の効率化	2点	3点	3点	3点	
(2)一般管理費の削減	3点	4点	4点	4点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)保証業務	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	
(2)融資業務	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	
3.予算、収支計画及び資金計画					
(1)財務内容の改善	2点×3	4点×1 2点×2	4点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	
(2)予算					
(3)収支計画	2点	3点	3点	3点	
(4)資金計画					
4.短期借入金の限度額	2点	4点	4点	3点	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—	
8.人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	
9.その他業務運営に関する重要事項	2点	3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は、概ね順調と考えられる。
- 項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・検討チームによる業務見直し等を行っている。
- 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。
- 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。
- 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対 15 年度計画比 18.3%削減(年度計画目標値:12%程度削減)。</li> <li>対国家公務員指数は平成 19 年度で 101.2。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費の削減について計画以上の実績。</li> </ul>
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間(6日)内に事務処理を行った割合 81.4%(年度計画目標値:8割以上)。</li> <li>職員向けの外部機関の研修を実施。</li> <li>関係金融機関と群島内事業者の業況等を情報交換。</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を分析。</li> <li>一般保証において利用者のリスクに応じた保証料体系の検討を行い、保証料率の見直しを平成 20 年4月より実施。</li> <li>「中小企業融資制度研究会」で制度の見直し等を協議。</li> <li>「保証業務関係者会議」を開催し、意見の聴取・交換等の実施。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>協議等を保証制度等の改善に活かしている</li> <li>リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。</li> </ul>
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間(9日)内に事務処理を行った割合 96.9%(年度計画目標値:8割以上)。</li> <li>職員向けの外部機関の研修を実施。</li> <li>関係金融機関と群島内事業者の業況等を情報交換。</li> <li>中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を分析。</li> <li>毎月農林漁業金融公庫及び国民生活金融公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めている。</li> <li>利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、基本利率の一部見直しに併せてリスク区分に応じた段階的な金利設定を平成 20 年4月より実施。</li> <li>「融資業務関係者会議」を開催し、意見を聴取・交換。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の融資条件の設定が適切であるかどうか、融資メニューの重点化等について内部で検討を行っている。</li> <li>リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。</li> </ul>
財務内容の改善	3(1)	(保証業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権残高 4,847 百万円(年度計画比 626 百万円増加、前年度比 13 百万円減少)。</li> <li>求償権回収率 3.8%(年度計画比 7.7 ポイント、前年比 1.4 ポイント下回る)。</li> <li>リスク管理債権割合 41.8%(年度計画比 15.4 ポイント、前年度比 2.4 ポイント上回る)。</li> </ul> (融資業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権残高 4,619 百万円(年度計画比 142 百万円減少、前年度比 207 百万円減少)。</li> <li>リスク管理債権回収率 9.2%(年度計画比 1.7 ポイント下回る、前年度比 2.0 ポイント上回る)。</li> <li>リスク管理債権割合 44.5%(年度計画比 3.7 ポイント上回る、前年度比 0.3 ポイント下回る)。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の事情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
--

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人：http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
I 業務運営の効率化				
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上				
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	
III 予算、収支計画及び資金計画				
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	
2 予算				
3 収支計画	3点	3点	3点	
4 資金計画				
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	
VI 剰余金の使途	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	3点×1			
2 人事に関する計画	2点×1	3点×4	3点×4	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 組織の見直し等を図り、必要最小限の組織で効率的な組織運営に努力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 組織の効率化を進めていく中で、広報業務の重要性に十分留意を図って行うべき。</li> </ul>
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を積極的に公開。</li> <li>• 財投機関債を発行する都度、債権説明書をホームページに掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• セグメント情報等、投資家が必要とする情報を公開しており、今後も、機構として、より積極的な公開を期待したい。(総合評価)</li> <li>• 今後も、国民の理解と支持を得ていくため、公開内容の充実を図り、より積極的な公開を期待したい。</li> </ul>
高速道路の利用促進	II 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会実験に関係したスマート IC の整備・運営や料金割引について関係機関と調整。</li> <li>• 料金収入及び償還計画への影響等を確認し、利用促進のための企画割引を会社が26件実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 料金施策、利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を会社に促すため、機構として、今後も積極的な取り組みを期待したい。</li> </ul>
予算、収支計画、資金計画	III 2, 3, 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 随意契約又は指名競争だったものから一般競争入札へ移行したものは不動産登記業務等計14件。</li> <li>• 19年度の契約については、随意契約又は指名競争から一般競争入札への移行、随意契約の理由等の公表の取り組みが行われており、調達における契約については、適切に実施。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等を採用し、引き続き、随意契約の適正化の推進に努める必要がある。</li> </ul>
人件費に関する指標	VII 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 17年度年間換算額に比べ、6.5%の削減を行ったが、ラスパイレース指数は高い数値。</li> <li>• ラスパイレース指数の高い要因は、本指標の算出に勤務地や学歴が考慮されていないことも一因であるが、その要因を勘案しても118.1と高い水準。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「行政改革の重要方針」(平成17.12.24閣議決定)を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、引き続き改善の努力を求めたい。</li> </ul>

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見(H20. 11. 26) (個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で133.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(専門性の高い統括業務に特化した組織であること等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ウ)、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm</a>

中期目標期間 5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	概ね順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>		
I 業務運営の効率化		
1 組織運営の効率化	3点	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	
3 業務・システム最適化	3点	
4 入札及び計画の適正化	3点	
5 業務の点検	3点	
6 積極的な情報公開	4点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上		
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	
5 団体信用生命保険等業務	2点	
III 予算、収支計画及び資金計画		
1 収支改善	2点 3点×5	
2 繰越損失金の低減		
3 リスク管理の徹底		
4 予算、収支計画及び資金計画		
IV 短期借入金の限度額	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	
VI 剰余金の使途	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 施設、設備に関する計画	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	
3 積立金の使途	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は概ね順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
証券化支援業務	II 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>買取型：返済期間20年以下と21年以上に分けた金利の設定。投資家に向けた定期的な情報提供、情報の充実、個別訪問の実施等。</li> <li>保証型：信託受益権を特定債務保証の対象、借換融資を対象住宅ローンの対象とした。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>証券化支援事業の対象住宅ローンは、長期・固定金利型に限定されるものの、今後、さらなる商品性の見直し、営業努力の必要がある。</li> <li>証券化コストの低減が肝要であり、住宅ローンを利用する消費者の利益の増進を図る必要がある。</li> </ul>
住宅融資保険業務	II 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年3月に保険料率のモニタリングシステムの開発を完了。四半期毎のモニタリングの実施、結果の分析、信用リスク管理委員会への報告が可能。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>整備したモニタリング態勢に基づき付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定等の制度改善を早急に図る必要がある。</li> </ul>
住宅資金融通業務	II 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資申込受付日から融資決定まで標準処理期間を設定。目標の8割以上処理に対し、子育て世帯向け、高齢者世帯向け貸付住宅融資は7割程度、高齢者住宅改良融資は5割程度。要因分析、対応策を整理。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>直接融資業務に関し、標準処理期間内に処理できるよう、引き続き制度利用希望者に対する必要書類の周知や事務処理の迅速化に取り組む必要がある。</li> </ul>
団体信用生命保険等業務	II 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財)公庫住宅融資保証協会が実施していた団体信用生命保険業務を機構設立と同時に承継、実施。統計帳票を削減。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の平均年齢が上昇しており、今後の安定的な制度維持に向け、保険料のあり方を早急に検討し、必要な見直しを行う必要がある。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	III 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理勘定は、財政融資資金の繰り上げ償還を着実に実施。</li> <li>既往債権管理勘定以外の勘定の単年度収支は124億円の黒字。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往債権管理勘定以外の勘定の単年度収支は黒字となっているが、主要業務である証券化支援業務については、当初計画より実績が下回っており、今後さらなる営業努力が必要である。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20. 11. 26) (個別意見)

- 目的積立金について、平成19年度の評価結果をみると、財形住宅資金貸付勘定において約59.9億円、住宅資金貸付等勘定において約94.0億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「官民給与格差是正措置について、当機構では平成19年度から職員の本俸の現給保障を打ち切って完全実施するなど給与の見直しを着実に実行しており評価できる。また、機構独自の取り組みとして、複線型人事制度の導入、賞与の年間支給月数の引き下げ、平均定期昇給率を国家公務員の1/2の水準への引き下げを行っており、ラスパイレス指数の低下にも取り組んでいる」旨記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組みたい。